差別事例分析表

福祉(サービス)分野

1「障がいを理由とした差別的取扱い（※正当な理由に基づく場合でないもの）」と考えられる募集事例

（1）障がいを理由として福祉(サービス)の提供を拒むこと

番号	種別	募集事例	対策	事例対応策（案）	「各委員から寄せられた事例対応策」及び「それを実施する上での課題」など
1	聴覚・平衡機能	【事例 5】日中一時支援を利用したくても、車椅子は対応困難との理由でバリアフリー施設の知的障がい者事業所で断られた。(19 歳／男性／西区)	未然防止策	①条例に「差別的取扱い」を禁止する規定を設け、市民への周知を図る ②市民・事業者等に対して、障がいや障がい者への理解を深める周知啓発を行う ③福祉従事者に対して、障がいや障がい者への理解を深める研修を実施する ④本人及びその保護者に適切な説明を行う	【熊倉副座長①】 ・不当な差別的扱いについて、分野別に具体的に定める。 ・周知啓発については、市民の人たちの目に入り耳に触れて、認識してもらうことが重要。 ・テレビ･ラジオの放送、新聞の記事等で、しばしば取り上げてもらうようにできないか。 ・ワンポイントレッスンのような情報提供を定期的に行うことが効果的か。 ・差別問題等を取り上げた DVD の作成と、その活用（メディアへの提供、学習会等への貸し出し）はどうか。 【片桐委員】施設のバリアフリー化を図る。 【竹田委員①】 ・こうした系統の問題の原因の基本的認識としては、双方の情報不足、事業者側の利用者への説明不足にある。例）ラーメン屋に行き、ステーキを注文して断られた的な・・・ ・なので、市事務局が考案した未然防止策の様に、なんでもかんでも「障がいや障がい者への理解」という枠組みで問題を考えるのではなく、障がいに関わる困りごとがあったら、ともかく気軽に相談を行える総合相談の窓口体制を市が準備する事が未然防止策の第一として必要。 ・その上で、障がい福祉制度そのものの説明、その使い方についての説明を、障がい福祉の担当窓口 or 委託相談支援事業者が行う。 ・いきなり事業者を市民が申し込むスタイルではなく、「市（区）役所への申し込み→計画相談申し込み→相談支援事業者の決定→相談支援事業者の計画相談作成→相談支援事業者が事業者に当たる」というシステムに早急に改める ・オールケアマネ（障害福祉サービスの利用希望者全員への相談支援事業者配置）の早期実現。介護保険の介護支援専門員と同じように、全ての障がいのある子、障害のある人に相談支援専門員が無料で付く体制をいち早く実現する。 ・計画相談の相談支援専門員の質・量の向上をシステム化する（初任者研修・現任研修） 【川崎委員】 ・（仮称）差別解消推進員及び（仮称）差別解消推進委員会のようなものを設置し、市民・事業者への啓発と相談支援を行う。　役割は、啓発・理解促進という「差別の未然防止」にウェイトをおいた活動を想定している。事後対応策の例に挙げられている「相談・紛争解決機関」設置との重複があるため、統合した一体のものとするか、別ものとするなら役割分担の明確化が課題となる。「差別解消の推進」を担う人材の確保（育成を含め）が重要な課題である。他の差別問題との関係性の整理などが必要である。 ・条例に「社会的障壁の除去や軽減に向けた取り組みの推進及び連携の働きかけ」という項目を盛り込み、全国的な取り組みを先導することにより、市民が誇りとできるような「まちづくり」につなげる。　イメージとしては、政令市や都道府県を主体として、例えば「社会的障壁の除去や軽減を図るツール（先端技術を活用した機器やソフトウェアなど)」の開発や提供などに共同で取り組むことを、他都市や都道府県に働きかけ、さらには、国や企業をも巻き込めれば、大きな力となり、実現可能なことが広がる。その広がりと働きかけの連続性は、それを「発信する新潟市」市民の誇りともなり、「障がいの理解」、「障がい者理解」の推進力となることを期待するものである。ほかにも、共同で取り組むこととしては、マスコミ活用（ＣＭを含め）などもあろう。
			事後対応策	⑤相談・紛争解決機関を設置し、相談・助言・あっせん・勧告・公表等を行う	【竹田委員②】 ・相談員が、利用者、事業者の言い分をじっくり聞き、事業者の対応に問題はなかったか、本当に受け入れは不可能か、その場合、利用者はどうすればいいか、双方が納得出来るまでの対応を途中で途切れっることがないよう、最後まで行う。(差別かどうかの判定機関ではなく解決機関として動くスタンスを明確にする) ・障害者差別解消法で定められた（第 14 条　国及び地方公共団体は、障がいを理由とする差別に関する相談及び紛争解決の体制の整備を図る）をきちんと制度化する

番号	種別	募集事例	対策	事例対応策（案）	「各委員から寄せられた事例対応策」及び 「それを実施する上での課題」など
2	聴覚・平衡機能	【事例 29】保育園での受け入れを拒否された。(5 歳／女性／中央区)	未然防止策	①条例に「差別的取扱い」を禁止する規定を設け、市民への周知を図る ②市民・事業者等に対して、障がいや障がい者への理解を深める周知啓発を行う ③福祉従事者に対して、障がいや障がい者への理解を深める研修を実施する ④本人及びその保護者に適切な説明を行う	【田中委員】受入れが可能な体制と機能障害の程度等との関係について検討すべきことはないでしょうか。 【佐藤(洋)委員】課題を探り、入園可能か否か相談窓口を紹介する（聴覚障がい者団体など） 【竹田委員③】 ・条例の中に、０・３・６歳児検診、町内会役員さん、民生・児童委員さんによる情報提供に基づき、地域担当保健師さんが、障がいのある子の早期発見⇒早期療育・早期支援体制確立が、システム的に出来るよう早期発見・早期対応が、市行政、市民の義務であること、障がいのある子も無い子も、ともに地域に支えられ、育てられる権利を有する事をを明確に位置付ける。 ・条例に「差別的取扱い」を禁止する規定を設け、市民への周知を図る。⇒具体的には…保育園・幼稚園の園長・管理者・事業者側職員に対して、「病気の人は入園できない」と言うだけの受け入れ拒否は、障がいを理由とした差別的取扱いに当たる事を、教育・指導・啓発する ・障害のある子を受け入れるにあたり、人的増員対応や設備的な改善が必要と判断された場合は、市は、その多大な事業者負担に対しての財政的支援に関して共通の責任を負う事を明確にする。 番号 1【川崎委員】と同じ
			事後対応策	⑤相談・紛争解決機関を設置し、相談・助言・あっせん・勧告・公表等を行う	番号 1【竹田委員②】と同じ
3	肢体不自由	【事例 5】日中一時支援を利用したくても、車椅子は対応困難との理由でバリアフリー施設の知的障がい者事業所で断られた。(19 歳／男性／西区)【再】	未然防止策	上記①②③④と同じ	【片桐委員】施設のバリアフリー化を図る。 番号 1【熊倉副座長①】と同じ／番号 1【竹田委員①】と同じ／番号 1【川崎委員】と同じ
			事後対応策	上記⑤と同じ	番号 1【竹田委員②】と同じ
4	肢体不自由	【事例 31】保育園の入園を希望したが、園長先生に「病気の人は入園できない」と拒否された。(13 歳／男性／南区)	未然防止策	上記①②③④と同じ	【田中委員】受入れが可能な体制と機能障害の程度等との関係について検討すべきことはないでしょうか。 番号 1【熊倉副座長①】と同じ／番号 2【竹田委員③】と同じ／番号 1【川崎委員】と同じ
			事後対応策	上記⑤と同じ	番号 1【竹田委員②】と同じ
5	知的	【事例 5】日中一時支援を利用したくても、車椅子は対応困難との理由でバリアフリー施設の知的障がい者事業所で断られた。(19 歳／男性／西区)【再】	未然防止策	上記①②③④と同じ	【片桐委員】施設のバリアフリー化を図る。 番号 1【熊倉副座長①】と同じ／番号 1【竹田委員①】と同じ／番号 1【川崎委員】と同じ
			事後対応策	上記⑤と同じ	番号 1【竹田委員②】と同じ

番号	種別	募集事例	対策	事例対応策（案）	「各委員から寄せられた事例対応策」及び 「それを実施する上での課題」など
6	知的	【事例 31】保育園の入園を希望したが、園長先生に「病気の人は入園できない」と拒否された。(13 歳／男性／南区)【再】	未然防止策	①条例に「差別的取扱い」を禁止する規定を設け、市民への周知を図る ②市民・事業者等に対して、障がいや障がい者への理解を深める周知啓発を行う ③福祉従事者に対して、障がいや障がい者への理解を深める研修を実施する ④本人及びその保護者に適切な説明を行う	【田中委員】受入れが可能な体制と機能障害の程度等との関係について検討すべきことはないでしょうか。 番号 1【熊倉副座長①】と同じ／番号 2【竹田委員③】と同じ／番号 1【川崎委員】と同じ
			事後対応策	⑤相談・紛争解決機関を設置し、相談・助言・あっせん・勧告・公表等を行う	番号 1【竹田委員②】と同じ
7	知的	【事例 38】保育園の入園希望を出したら，身の回りの事が 1 人で出来ない事や手がかかるからとの理由で遠まわしに断られた。(4 歳／男性／南区)	未然防止策	上記①②③④と同じ	【田中委員】受入れが可能な体制と機能障害の程度等との関係について検討すべきことはないでしょうか。 番号 1【熊倉副座長①】と同じ／番号 2【竹田委員③】と同じ／番号 1【川崎委員】と同じ
			事後対応策	上記⑤と同じ	番号 1【竹田委員②】と同じ
8	知的	【事例 40】校内区の小学校の特別支援学級に通わせ、ひまわりクラブを利用したかったが、ひまわりクラブに入れなかった。(8 歳／男性／西区)	未然防止策	上記①②③④と同じ	【田中委員】入れなかった理由は何か、その理由の適否について検討する必要はないでしょうか。 【竹田委員④】 ・ひまわりクラブに入れないのは、障がいのある子だけではない。障がいのない子も入れない場合は多い。まず、その点の精査が必要。つまり、受け入れ拒否に合理的理由があるかどうか？その上で… ・条例に「差別的取扱い」を禁止する規定を設け、市民への周知を図る。⇒具体的には…保育園・幼稚園の園長・管理者・事業者側職員に対して、「病気の人は入園できない」と言うだけの受け入れ拒否は、障がいを理由とした差別的取扱いに当たる事を、教育・指導・啓発する ・障害のある子を受け入れるにあたり、人的増員対応や設備的な改善が必要と判断された場合は、市は、その多大な事業者負担に対しての財政的支援に関して共通の責任を負う事を明確にする。 番号 1【熊倉副座長①】と同じ／番号 1【川崎委員】と同じ
			事後対応策	上記⑤と同じ	番号 1【竹田委員②】と同じ
9	発達障がい	【事例 29】保育園での受け入れを拒否された。(5 歳／女性／中央区)【再】	未然防止策	上記①②③④と同じ	【田中委員】受入れが可能な体制と機能障害の程度等との関係について検討すべきことはないでしょうか。 【佐藤(洋)委員】課題を探り、入園可能か否か相談窓口を紹介する（聴覚障がい者団体など） 番号 2【竹田委員③】と同じ／番号 1【川崎委員】と同じ
			事後対応策	上記⑤と同じ	番号 1【竹田委員②】と同じ

番号	種別	募集事例	対策	事例対応策（案）	「各委員から寄せられた事例対応策」及び 「それを実施する上での課題」など
10	発達障がい	【事例 40】校内区の小学校の特別支援学級に通わせ、ひまわりクラブを利用したかったが、ひまわりクラブに入れなかった。(8 歳／男性／西区)【再】	未然防止策	①条例に「差別的取扱い」を禁止する規定を設け、市民への周知を図る ②市民・事業者等に対して、障がいや障がい者への理解を深める周知啓発を行う ③福祉従事者に対して、障がいや障がい者への理解を深める研修を実施する ④本人及びその保護者に適切な説明を行う	【田中委員】入れなかった理由は何か、その理由の適否について検討する必要はないでしょうか。 番号 1【熊倉副座長①】と同じ／番号 8【竹田委員④】と同じ／番号 1【川崎委員】と同じ
			事後対応策	⑤相談・紛争解決機関を設置し、相談・助言・あっせん・勧告・公表等を行う	番号 1【竹田委員②】と同じ

（２）障がいを理由として福祉(サービス)の提供を制限すること

番号	種別	募集事例	対策	事例対応策（案）	「各委員から寄せられた事例対応策」及び 「それを実施する上での課題」など
11	肢体不自由	【事例 39】通園していた保育園で、同年代の子どもたちが参加する活動に参加させてもらえなかった。(7 歳／男性／東区)	未然防止策	上記①②③④と同じ	【田中委員】参加させてもらえなかった理由は何か、その理由の適否について検討する必要はないでしょうか。 【竹田委員⑤】 ・「障がいを理由として福祉(サービス)の提供を制限すること」には、それが合理的理由を持つ十分な条件をクリアしていなければならないこと、さらにそのことをきちんと説明する責任を負う事を、条例に明記し、市民・事業者に広く啓発していく。 ・保育園・幼稚園・学校などにおける苦情処理システム？等を広く周知していく。 番号 1【川崎委員】と同じ
			事後対応策	上記⑤と同じ	番号 1【竹田委員②】と同じ
12	知的	【事例 30】保育園で，排せつの自立が完全でないという理由で、皆と一緒にプールに入れなかった。(7 歳／男性／北区)	未然防止策	上記①②③④と同じ	【田中委員】自立の程度とプール利用の可否との関係について、専門的な基準のようなものはないのでしょうか。 【竹田委員⑥】 ・排泄の自立が完全でない他の健常児においても、その様な対応が取られているかどうか？についての精査が必要。その上で・・・ ・「障がいを理由として福祉(サービス)の提供を制限すること」には、それが合理的理由を持つ十分な条件をクリアしていなければならないこと、さらにそのことをきちんと説明する責任を負う事を、条例に明記し、市民・事業者に広く啓発していく。 ・保育園・幼稚園・学校などにおける苦情処理システム？等を広く周知していく。 番号 1【熊倉副座長①】と同じ／番号 1【川崎委員】と同じ
			事後対応策	上記⑤と同じ	番号 1【竹田委員②】と同じ

番号	種別	募集事例	対策	事例対応策（案）	「各委員から寄せられた事例対応策」及び 「それを実施する上での課題」など
13	発達障がい	【事例 30】保育園で，排せつの自立が完全でないという理由で、皆と一緒にプールに入れなかった。（7歳／男性／北区）【再】	未然防止策	①条例に「差別的取扱い」を禁止する規定を設け、市民への周知を図る ②市民・事業者等に対して、障がいや障がい者への理解を深める周知啓発を行う ③福祉従事者に対して、障がいや障がい者への理解を深める研修を実施する ④本人及びその保護者に適切な説明を行う	【田中委員】自立の程度とプール利用の可否との関係について、専門的な基準のようなものはないのでしょうか。 番号 1【熊倉副座長①】と同じ／番号 12【竹田委員⑥】と同じ／番号 1【川崎委員】と同じ
			事後対応策	⑤相談・紛争解決機関を設置し、相談・助言・あっせん・勧告・公表等を行う	番号 1【竹田委員②】と同じ

（３）障がいを理由として福祉（サービス）の提供に条件を付けること

番号	種別	募集事例	対策	事例対応策（案）	「各委員から寄せられた事例対応策」及び 「それを実施する上での課題」など
14	視覚	【事例 17】区役所の検診車による乳癌検診に出掛けた時，受付で、「今度来る時は、一番最後の暇になった頃、来るように」と言われた。	未然防止策	上記①②③④と同じ	【片桐委員】障がい者に対して最初からバリアを作って排除しないようにする必要がある 【竹田委員⑦】 ・どういう状況で、この様な言動が発せられたのか、両者の言い分をしっかり聞き、その上で判断していく必要があるので、一応、「障がいを理由として福祉（サービス）の提供に条件を付けること」に該当する事例であることを前提とすると… ・「障がいを理由として福祉（サービス）の提供に条件を付けること」には、それが合理的理由を持つ十分な条件をクリアしていなければならないこと、さらにそのことをきちんと説明する責任を負う事を、条例に明記し、自治体職員・市民・事業者に広く啓発していく。 ・自治体職員に、検診を受ける方に対しての心理等についての研修、その対応マニュアルを整備し、不要に傷つけることが無いよう、きちんと指導できる体制を整える。 番号 1【川崎委員】と同じ
			事後対応策	上記⑤と同じ	番号 1【竹田委員②】と同じ

※正当な理由がある場合としては、次のような例が考えられます。

- 障がいのある人の生命又は身体の保護のために、やむを得ない必要があると認められる場合。
  （例）　入浴サービスの実施中に、本人が体調を崩したので、本人の身体を保護するためにサービス提供を中止した。
- 法令や通達等で、サービス提供を拒むことのできる正当な理由がある場合として挙げられているものに該当する場合。
  （例）　当該事業所の現員からは利用申し込みに応じられない場合や入院治療が必要な場合。
- 障害福祉サービスが、障害者総合支援法の規定に基づく適切な相談支援のもとに提供される場合。

〇正当な理由があると考えられる募集事例
【事例 26】医療的ケアが必要なため、通所を断られた。（肢体不自由、知的、発達障がい／20 歳／男性／西蒲区）
→【伊東委員】正当な理由があっても、障がい者が差別と感じている。適切な説明が必要。

２「合理的配慮の不提供（※お金や労力の負担が過度にかかりすぎないもの）」と考えられる募集事例

番号	種別	募集事例	対策	事例対応策（案）	「各委員から寄せられた事例対応策」及び「それを実施する上での課題」など
15	視覚	【事例 28】目で物を探せない為、共同作業ができず、差別される。（62 歳／男性／江南区）	未然防止策	①条例に「合理的配慮の不提供」を禁止する規定を設け、市民への周知を図る ②市民・事業者等に対して、障がいや障がい者への理解を深める周知啓発を行う ③福祉従事者に対して、障がいや障がい者への理解を深める研修を実施する ④福祉従事者が、各障がい者の障がい特性に応じた配慮を行う	【田中委員】視覚障がいの方も可能な共同作業や援助は考えられないのでしょうか。 【伊東委員】障がい特性をプラスに変える視点を持つことが大事。福祉従事者が障がい者に配慮できる労働環境を整える必要がある。 番号 1【川崎委員】と同じ
			事後対応策	⑤相談・紛争解決機関を設置し、相談・助言・あっせん・勧告・公表等を行う	
16	聴覚・平衡機能	【事例 6】発語がないため、サイン・指差し・コミュニケーション機器を利用しているが、事業所の職員が発語のある人としかコミュニケーションを取ってくれず、本人が意思表示をしなくなっていった。（19 歳／男性／西区）	未然防止策	上記①②③④と同じ	【片桐委員】障がい者に対して最初からバリアを作って排除しないようにする必要がある。 【伊東委員】福祉従事者が配慮できない労働環境であるとしたら、増員や環境の改善が必要。 番号 1【川崎委員】と同じ
			事後対応策	上記⑤と同じ	

番号	種別	募集事例	対策	事例対応策（案）	「各委員から寄せられた事例対応策」及び 「それを実施する上での課題」など
17	肢体不自由（上下肢不自由）	【事例 6】発語がないため、サイン・指差し・コミュニケーション機器を利用しているが、事業所の職員が発語のある人としかコミュニケーションを取ってくれず、本人が意思表示をしなくなっていった。（19 歳／男性／西区）【再】	未然防止策	①条例に「合理的配慮の不提供」を禁止する規定を設け、市民への周知を図る ②市民・事業者等に対して、障がいや障がい者への理解を深める周知啓発を行う ③福祉従事者に対して、障がいや障がい者への理解を深める研修を実施する ④福祉従事者が、各障がい者の障がい特性に応じた配慮を行う	【片桐委員】障がい者に対して最初からバリアを作って排除しないようにする必要がある。 【伊東委員】福祉従事者が配慮できない労働環境であるとしたら、増員や環境の改善が必要。 番号 1【川崎委員】と同じ
			事後対応策	⑤相談・紛争解決機関を設置し、相談・助言・あっせん・勧告・公表等を行う	
18	肢体不自由	【事例 4】短期入所施設において、食事の際、「手足が不自由で、こぼしたり、音をたてるから周囲が嫌がる」、「いつまでも食べていて、時間がかかる」との理由で、他入所者とは別のテーブルで食事をさせられた。（70 歳／女性／中央区）	未然防止策	上記①②③④と同じ	【片桐委員】障がい者に対して最初からバリアを作って排除しないようにする必要がある。 【伊東委員】福祉従事者が配慮できない労働環境であるとしたら、増員や環境の改善が必要。 番号 1【川崎委員】と同じ
			事後対応策	上記⑤と同じ	
19	内部機能	【事例 33】保育園の看護師に、導尿を断られたこと。（5 歳／女性／江南区）	未然防止策	上記①②③④と同じ	【田中委員】断った理由は何か、その理由の適否について検討する必要はないでしょうか。 番号 1【川崎委員】と同じ
			事後対応策	上記⑤と同じ	
20	知的	【事例 6】発語がないため、サイン・指差し・コミュニケーション機器を利用しているが、事業所の職員が発語のある人としかコミュニケーションを取ってくれず、本人が意思表示をしなくなっていった。（19 歳／男性／西区）【再】	未然防止策	上記①②③④と同じ	【片桐委員】障がい者に対して最初からバリアを作って排除しないようにする必要がある 【伊東委員】福祉従事者が配慮できない労働環境であるとしたら、増員や環境の改善が必要。 番号 1【川崎委員】と同じ
			事後対応策	上記⑤と同じ	

番号	種別	募集事例	対策	事例対応策（案）	「各委員から寄せられた事例対応策」及び 「それを実施する上での課題」など
21	知的	【事例 15】避難所において，障がい種別に応じた対応がなされていなかった。(10 歳／男性／郡山市)	未然防止策	①条例に「合理的配慮の不提供」を禁止する規定を設け、市民への周知を図る ②市民・事業者等に対して、障がいや障がい者への理解を深める周知啓発を行う ③福祉従事者に対して、障がいや障がい者への理解を深める研修を実施する ④福祉従事者が、各障がい者の障がい特性に応じた配慮を行う	【田中委員】避難所開設時期によって次第に障がい種別に応じた対応を充実させていくことは可能でしょうか。 【伊東委員】災害時の障がい者支援体制を条例で定める必要があるのでは？ 【熊倉副座長②】災害時の避難所には、およそ障がい者が必ずいるだろうということを職員に周知する。職員はこのことを認識し、災害時において、合理的な配慮が的確にできるよう、周到な準備をすること。(準備内容は、障がい者のことを理解している職員関係者を配置する等) 番号 1【川崎委員】と同じ
			事後対応策	⑤相談・紛争解決機関を設置し、相談・助言・あっせん・勧告・公表等を行う	
22	知的	【事例 21】個別の対応より、施設の管理面の不都合で入所できなかった。(46 歳／男性)	未然防止策	上記①②③④と同じ	【田中委員】施設の管理面での不都合は何でしょうか。その不都合が理由であることの適否を検討する必要はないでしょうか。 番号 1【川崎委員】と同じ
			事後対応策	上記⑤と同じ	
23	精神	【事例 4】短期入所施設において、食事の際、「手足が不自由で、こぼしたり、音をたてるから周囲が嫌がる」、「いつまでも食べていて、時間がかかる」との理由で、他入所者とは別のテーブルで食事をさせられた。(70 歳／女性／中央区)【再】	未然防止策	上記①②③④と同じ	【片桐委員】障がい者に対して最初からバリアを作って排除しないようにする必要がある。 【伊東委員】福祉従事者が配慮できない労働環境であるとしたら、増員や環境の改善が必要。 番号 1【川崎委員】と同じ
			事後対応策	上記⑤と同じ	
24	発達障がい	【事例 21】個別の対応より、施設の管理面の不都合で入所できなかった。(46 歳／男性)【再】	未然防止策	上記①②③④と同じ	【田中委員】施設の管理面での不都合は何でしょうか。その不都合が理由であることの適否を検討する必要はないでしょうか。 番号 1【川崎委員】と同じ
			事後対応策	上記⑤と同じ	

番号	種別	募集事例	対策	事例対応策（案）	「各委員から寄せられた事例対応策」及び 「それを実施する上での課題」など
25	発達障がい	【事例 33】保育園の看護師に、導尿を断られたこと。(5 歳／女性／江南区)【再】	未然防止策	①条例に「合理的配慮の不提供」を禁止する規定を設け、市民への周知を図る ②市民・事業者等に対して、障がいや障がい者への理解を深める周知啓発を行う ③福祉従事者に対して、障がいや障がい者への理解を深める研修を実施する ④福祉従事者が、各障がい者の障がい特性に応じた配慮を行う	【田中委員】断った理由は何か、その理由の適否について検討する必要はないでしょうか。 番号 1【川崎委員】と同じ
			事後対応策	⑤相談・紛争解決機関を設置し、相談・助言・あっせん・勧告・公表等を行う	
26	聴覚	【新規：石川委員提出】集団胃検診の指示が全く聞こえない。検査員に対応してもらったが、不便。	未然防止策	上記①②③④と同じ	
			事後対応策	上記⑤と同じ	

３「その他」の募集事例

（１）制度やサービスの改善に関する意見

【事例 1】療育手帳のデザインを変更してほしい（表紙）。博物館で提示する時、「なぜ顔写真が表紙なのか」と毎回思う。デリカシーのないデザインだと思います。（知的／38 歳／女性／中央区）
→【伊東委員】障がい者が手帳を持つだけでウキウキした気持ちになるようなデザインを変えてみては。

【事例 7】施設職員の対応の悪さで、通所できなくなる。（4 年間大変不安定）近所の施設は施設職員の嫌がらせで行けなくなり、5 年間ひきこもっている。（知的／36 歳／男性／東区）
→【長谷川(イ)委員】外部の人（例：ボランティア）を入れて、職員の対応の改善を図る。

【事例 8】サービスの充実（視覚／74 歳／男性／南区）

【事例 9】福祉相談員の専門的な知識と明るい対応（視覚／74 歳／男性／南区）

【事例 10】身体に障がいがあり、ディサービスの利用等について、国民年金だけでは支払いができない。（肢体不自由／75 歳／男性／西区）

【事例 14】入院についてはガイドヘルパー等の派遣がされていないが、障がいのため、コミュニケーションが難しい場合の付き添いが必要な場合など、ヘルパーを自己負担で依頼するか、家族による付き添いが必要となった。

【事例 18】施設職員が、威圧的な態度での声掛けをする。また、利用者によって違う態度をとる。

【事例 19】施設職員が、子供扱いをしているような声の掛け方をしていることがある。

【事例 22】許可を受けた作業所等は、定員が決められているので、入りたくてもなかなか入所が難しく（障がいの程度にもより）なっている。（知的／25 歳／女性／東区）

【事例 23】障害年金を受ける時の行政施設の対応（職員の態度がすごく悪かった）（内部機能／50 歳／女性／西区）
→【長谷川(イ)委員】行政職員への指導。

【事例 24】手帳自体の差別、とくに交通機関の割引及び助成、精神手帳には無いため通院、今は親に頼っているが、市外なので 1 人で行くと一回 3000 円以上かかる。（精神、発達障がい／37 歳／男性／西区）
→【片桐委員】身体障がい者手帳の等級決定方法を、障がい者の生活実態に合ったものに変更する。

【事例 25】高齢者施設と異なり障がい者施設の数が少なく、やむを得ず職員のレベルが低い施設を使用するしかないこと。（肢体不自由、知的／33 歳／女性／江南区）
→【長谷川(イ)委員】行政が障がい者用の施設を作る。

【事例 32】預かりの保育料の料金が高い（0 才児と同じ料金）。学童保育には入れなかった。（知的、発達障がい／8 歳／男性／北区）

【事例 44】法改正により、ケアマネジャー制度が導入された。私たちの使い勝手としては、事業所との契約のほかにケアマネとの契約が増え、毎月のモニタリングの煩雑さが増えただけで、福祉サービスの向上にはなっていません。（視覚）
→【松永委員】事業者に対して、障がいや障がい者への理解を深める周知啓発・研修を行う。

（２）障がいに対する無理解・誤解・偏見等がある事例

【事例 11】子どもに障がい（知的）があると、その母親に対しても、バカにした態度で接してくる施設職員がいた。施設において、「やめてもらいたい」という様な言葉を発せられると、親は辛いです。（知的・発達障がい・難病／39 歳／男性／中央区）
→【片桐委員】行政機関及び関係職員の差別的発言や言動を禁止する。

【事例 16】知人のアスペルガー障がいの人が、ある作業所で、「あなたたちのようなＫＹ（空気の読めない人）」という表現をされた。（発達障がい／55 歳／女性／中央区）
→【片桐委員】行政機関及び関係職員の差別的発言や言動を禁止する。

【事例 37】保育園時代、担任から「この子普通じゃない。やっぱり変な子供」と言われた。（知的、発達障がい／6 歳／男性／中央区）
→【片桐委員】行政機関及び関係職員の差別的発言や言動を禁止する。

【事例 43】保育園入園前の市役所職員との面接の時、「きょうだいにも障がいが、あるのではないか」としつこく聞かれた。（知的／33 歳／男性／東区）
→【片桐委員】行政機関及び関係職員の差別的発言や言動を禁止する。

（３）その他

【事例 2】性的問題行動を持つ障がい者の家族が、行政窓口や家族会、相談支援事業者に相談しても、「性に関することは、個人的なことだから」「解決のノウハウが無いから」「寝た子を起こしてはいけないから」といった理由で、相談や支援を断られてしまう。（自閉症／20 歳／男性／西区）

【事例 3】射精介助を行っている NPO にケアを依頼しても、施設職員が「うちの利用者には、そうしたサービスを必要としている利用者はいません」と、勝手に断ってしまう。（肢体不自由／50 歳代後半／男性／西区）

【事例 12】福祉は一人だけを特別扱いする。国に税金を払っていないのに、贅沢をしている人がいる。

【事例 13】福祉の人（ヘルパーなど）は、差別をする。差別をして自殺するようにいじめる。

【事例 15】3.11 の震災の際、通常の避難所と福祉避難所とで、ボランティアや支援物資の受け入れなどの扱いが違った。

【事例 20】電話番号の交換などは、個人で判断することと思うのに、施設職員が施設利用者と交換することを施設は禁じている。（肢体不自由／53 歳／男性）

【事例 27】作業所で働いていた時になんとなく差別があったように感じる時がありました。（精神、発達障がい／35 歳／男性／西区）

【事例 34】保育園に行けなかった。（肢体不自由／11 歳／男性／南区）

【事例 35】保育園で不当な扱いを受けた。（肢体不自由／11 歳／男性／南区）

【事例 36】手当ての説明を受ける際に、デリカシーのない、非常識な言動があった。（肢体不自由、発達障がい／3 歳／女性／東区）

【事例 41】施設で「〇〇さんは病気なんだな」と言われた事。（精神／26 歳／女性／西区／本人）